

消防法に基づく消防署への報告期間

■点検内容及び期間

防火対象物 (消防法施行令別表第1)		点検結果の報告期間	
1	イ. 劇場等	1年に1回	
	ロ. 公会堂等		
2	イ. キャバレー等		
	ロ. 遊技場等		
	ハ. 性風俗特殊営業店舗等		
	ニ. カラオケボックス等		
3	イ. 料理店等		3年に1回
	ロ. 飲食店		
4	百貨店等		
5	イ. 旅館等		
	ロ. 共同住宅等		
6	イ. 病院等		
	ロ. 自力避難困難者入居福祉施設等		
	ハ. 老人福祉施設・児童養護施設等		
	ニ. 幼稚園等		
7	学校	3年に1回	
8	図書館等		

防火対象物 (消防法施行令別表第1)		点検結果の報告期間	
9	イ. 特殊浴場	1年に1回	
	ロ. 一般浴場		
10	停車場等		3年に1回
11	神社・寺院等		
12	イ. 工場等		
	ロ. 映画又はテレビスタジオ		
13	イ. 駐車場等		
	ロ. 航空機格納庫		
14	倉庫		
15	事務所等		
16	イ. 特定複合用途防火対象物	1年に1回	
	ロ. 非特定複合用途防火対象物	3年に1回	
16-2	地下街	1年に1回	
16-3	準地下街		
17	文化財	3年に1回	
18	アーケード		

 は特定防火対象物 **1年に1回報告**
 は非特定防火対象物 **3年に1回報告**

消防法に基づく点検期間

■点検内容及び期間

機器点検	6ヶ月に1回	消防用設備等の適正な配置、損傷等の有無や機能について、簡易な操作により判別できる事項を消防法に定める技術上の点検基準に従い確認します。
総合点検	12ヶ月に1回	消防用設備等を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を点検基準に従い確認します。

最近改正された消防法の一部の紹介

消防用設備等	用途	(6) 項イ
消火器		150m ² 以上で設置
スプリンクラー設備		1. 病院3000m ² 以上 (平屋建てを除く) で設置 2. その他6000m ² 以上 (平屋建てを除く) で設置
自動火災報知設備		1. 入院あり 面積にかかわらず設置 2. 入院なし 300m ² 以上で設置
消防機関へ通報する火災報知器設備		500m ² 以上で設置



(6) 項イ(1)	(6) 項イ(2)	(6) 項イ(3)	(6) 項イ(4)
延べ面積にかかわらず設置			150m ² 以上で設置
延べ面積にかかわらず設置 (延焼抑制構造を有するものを除く)			6000m ² 以上で設置
3000m ² 以上 (平屋建てを除く) で設置			
延べ面積にかかわらず設置			300m ² 以上で設置
延べ面積にかかわらず設置			500m ² 以上で設置